

議案第43号

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例  
を制定することについて

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「学校教育法」の一部改正に伴い、使用料の区分に「義務教育学校」について新たに加えるため。

## 石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例（平成20年石岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「，小学校」の次に「，義務教育学校の前期課程」を，「中学校，」の次に「義務教育学校の後期課程，」を加え，同表備考2中「，中学校」の次に「，義務教育学校の後期課程」を加える。

### 附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。